

## 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書

これまで西之表市議会は、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対する意見書を幾度となく提出したが、これらを防衛省は顧みることなく、また市長が「計画には同意できない」旨を防衛大臣に直接伝えたにも関わらず、海上ボーリング調査及び環境アセスメントを進めようとしている。このような防衛省の姿勢は明らかに地方自治を無視したものであり、甚だ遺憾である。

先般市内各地で開催された説明会においては、丁寧に説明すると繰り返しながら、出された質問に十分に答えていない防衛省の姿勢に対して、地元住民から不信の声が高まっている。さらに、知事への説明で、これまで説明になかった年間のタッチアンドゴー訓練が日米合わせて150日にのぼることが明らかにされた。こうした曖昧な部分が多い説明の在り方は馬毛島問題が顕在化した当初から変わっていない。

一方、全国知事会及び全国市長会が抜本改革を訴えている「日米地位協定」に係る問題点及び米軍関連の事件事故等の実態や対応等について、市長、議会、並びに住民への説明は全く不足しており、本市議会としては地方自治上看過できない問題が軽視されていると指摘する。

本市は馬毛島周辺の漁場を含む島の豊かな自然を重要な資源と位置づけて、第一次産業をはじめとする島内産業の振興を図り、帰郷者や移住者を広く受け入れ、持続可能な社会を目指す方向性を示している。

本市議会は、この方向性も踏まえて、これまでの防衛省との意見交換や市長・市民への説明を鑑みるに、防衛省の示した計画は承認しがたいことを改めて確認した。

よって、本市議会は馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、防衛省の計画には承認しないとの立場から、計画の撤回と計画に係る詳細検討等の手続き及び海上ボーリング調査並びに環境アセスメント他調査等の全ての中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

鹿児島県西之表市議会